

災害発生時の連携

「陸上自衛隊第8師団と西日本高速道路株式会社九州支社との
災害発生時の連携に関する確認書」

～ 災害対策の適正・円滑な遂行に向けて ～



第8師団

みち、ひと…未来へ。



平成26年 5月13日

陸上自衛隊第8師団

西日本高速道路株式会社九州支社

1. 確認書の概要

○確認書の名称

「陸上自衛隊第8師団と西日本高速道路株式会社九州支社との災害発生時の連携に関する確認書」

○確認書の締結者

(1)陸上自衛隊第8師団長	森山 尚直
(2)西日本高速道路株式会社九州支社長	本間 清輔

○目的

平成24年8月22日に締結した、「陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定」及び「原協定の解釈覚書」に関し、陸上自衛隊第8師団の部隊行動範囲と西日本高速道路株式会社九州支社が管理する高速道路における具体的な運用について必要な事項を定め、災害対策の適正かつ円滑な遂行を図る。

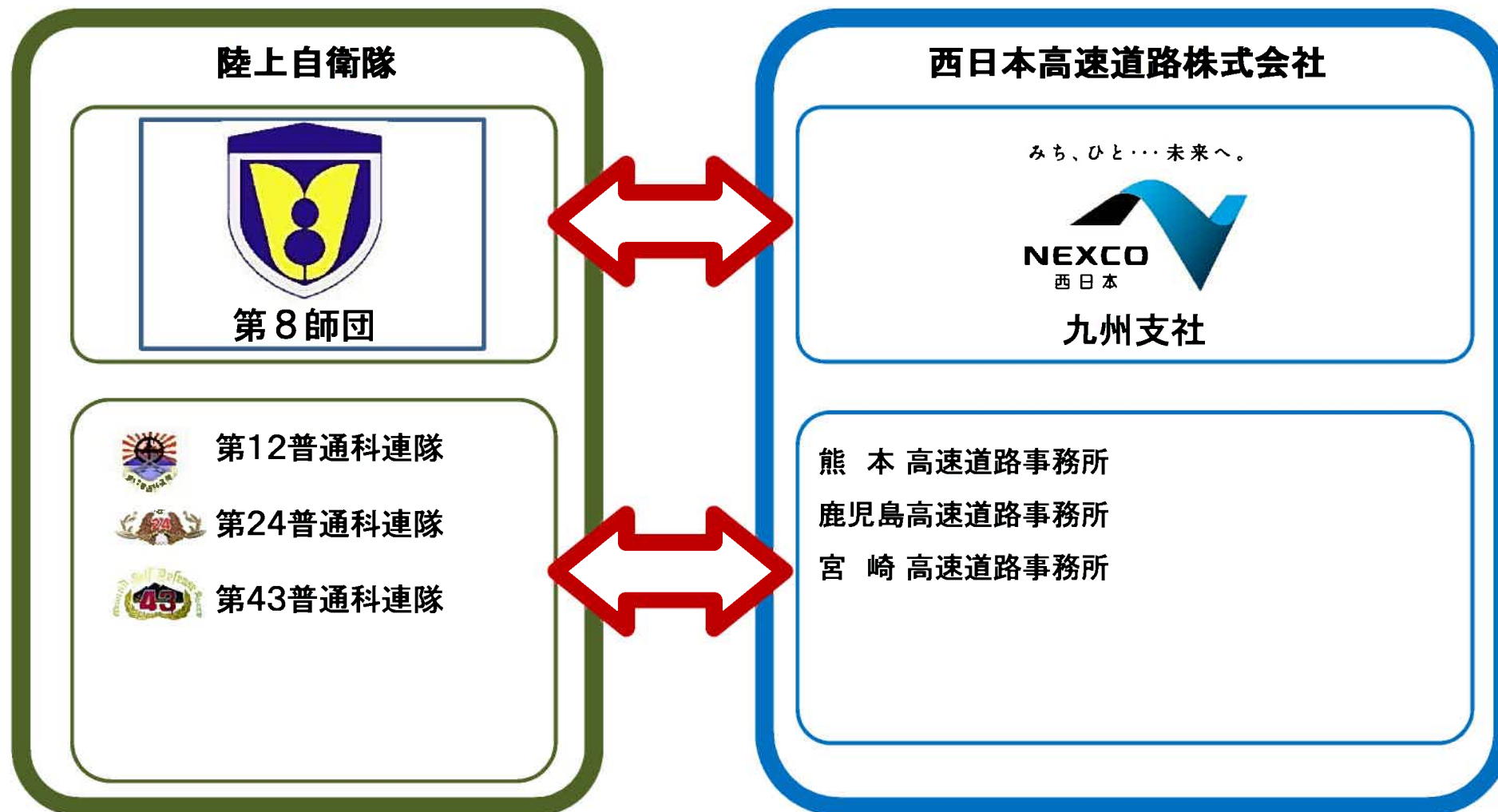
注)以下、「陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定」を「原協定」、「原協定の解釈覚書」を「解釈覚書」という。

1. 確認書の概要

○確認書の内容

(1)災害発生時の連絡態勢の確立《原協定第3条第2項関連》

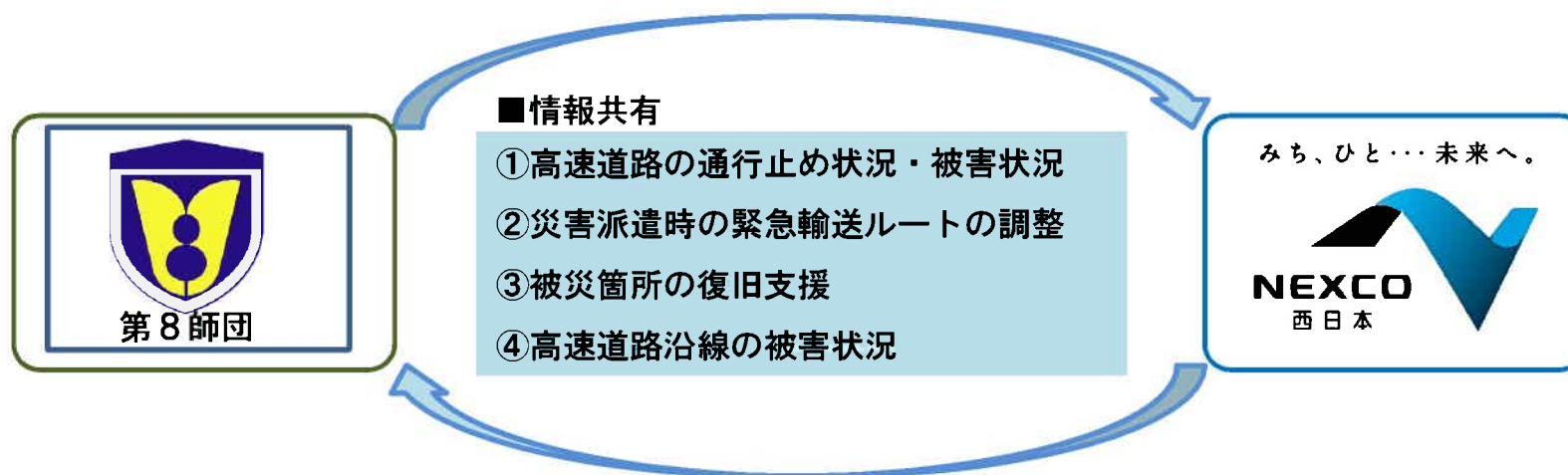
連絡態勢のイメージ



1. 確認書の概要

(2) 被害情報の提供方法《原協定第4条(1)関連》

- ・連絡員(リエゾン)の相互派遣
- ・情報共有可能な通信システム等を構築



(3) 第8師団の緊急通行車両の通行《原協定第4条(2)関連》

- ・第8師団が高速道路通行止め区間を緊急通行する場合の手続きを確認



1. 確認書の概要

(4) 高速道路の緊急開口部の活用<原協定第4条(2)関連>

- ・緊急を要する場合は、緊急開口部の開放作業を第8師団が実施できることを確認



緊急開口部(約40箇所)

(5) 第8師団の救援活動に必要となる高速道路の緊急復旧<原協定第4条(3)関連>

- ・第8師団が自らの通行のため、高速道路及び施設を緊急復旧する場合の
手続きを確認



陸上自衛隊保有の施設器材

1. 確認書の概要

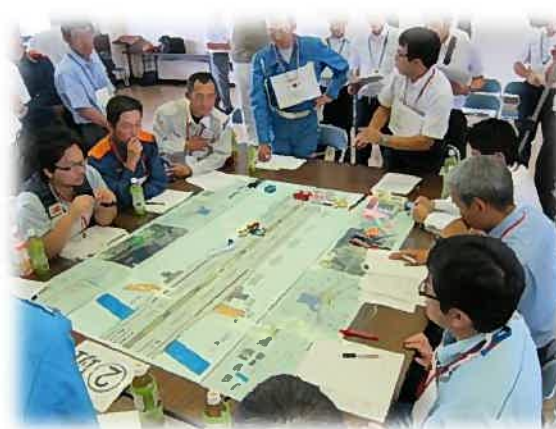
(6) 高速道路の復旧協力の要請《解釈覚書2(2)関連》

・NEXCOが、第8師団に高速道路及び施設の復旧協力を要請する場合の手続きを確認

(7) 訓練の実施《原協定第5条関連》



緊急通行訓練



関係機関との図上訓練

(8) 定期的な会議の実施《原協定第6条関連》

2. 西部方面隊とNEXCOとの協定

■陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定 (締結日:H24.8.22)

陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との
連携に関する実施協定

陸上自衛隊西部方面隊
西日本高速道路株式会社

陸上自衛隊西部方面隊と西日本高速道路株式会社との連携に関する実施協定

(目的)
第1条 この協定(以下、「本協定」という。)は、陸上自衛隊西部方面隊(以下、「甲」という。)と西日本高速道路株式会社(以下、「乙」という。)が、災害発生時の相互協力における円滑な連携を図ることを目的とする。

(定義)
第2条 本協定において使用する用語の定義は、以下に定めるとおりとする。
(1)「災害」とは、災害対策基本法第1条第1号に規定する被害をいう。
(2)「災害対策本部」とは、甲が災害発生時における災害対策本部を指す。乙が災害発生時における災害対策本部を指す場合も同様とする。
(3)「甲の管轄行動地域」とは、先制・準先制をいう。
(4)「被害情報」とは、甲及び乙が保有する、甲の管轄行動地域における被災地域の被害状況及び進捗状況に関する情報(画像情報を含む)をいう。
(5)「緊急救助」とは、災害により発生した被害者等について、その被害者等が甲の災害救助本部に救助される要請を行うこと。乙が災害発生時における緊急救助を行うことに関する協定をいう。
(6)「連携訓練」とは、本協定に定める内容が災害発生時に円滑に行い得ることを確認するための訓練をいう。
(7)「調整会議」とは、本協定に定める内容が災害発生時に円滑に行い得ることを確認するとともに、定期的な調整をより効果的なものとするため、さらには協定内容の修正等を協議する等の会議をいう。

(災害発生時の連絡態勢の確立)
第3条 甲及び乙は、甲の管轄行動地域において災害が発生した場合、1分な情報を共有しうる連絡態勢を確立させ、相互に協力し被害情報の共有化に努めることとする。
2 前項に基づき確立する連絡態勢の具体的な内容は、甲乙協議の上で決定することとする。

(災害発生時における相互協力)
第4条 次の各号に掲げるものは、甲が災害発生時を実施するに際し、相互に協力を必要とする場合は、当該各号に定める用途について、災害対策本部の調整を介さず、自らが行う実務に支障のない範囲においてこれに応じるとする。
(1) 被害情報の提供
(2) 乙: 甲の救援活動に必要となる、乙の施設、車庫、資機材、物資、通信回線を提供すること。並びに高速道路通行止め区間及び閉鎖区間を閉鎖した中の緊急通行車両を通行させること。

(3) 甲: 甲の救援活動に必要となる、乙の施設、施設を緊急貸与すること。
(4) その他当該他の救援活動に必要な認められる事項

(訓練の実施)
第5条 連携訓練は、甲乙協議の上、年1回以上実施することを原則とする。
2 訓練内容等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(定期的な会議の実施)
第6条 定期的な調整会議を甲乙協議の上、年1回以上実施することを原則とする。

(情報管理の取扱い)
第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて取り得た情報については、先知の情報を除き、甲乙協議の上、情報の取扱いを協議するものとする。ただし、甲乙の甲及び乙が当該情報の開示について合意した場合は除く。

(協定の有効期間)
第8条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。なお、前項第3号の期限中に甲及び乙のいずれか一方が協定の更新を申し出がない場合は、本協定は前項第3号の旨の日からさらに1年間継続するものとし、以降も同様のものとする。

(対応窓口)
第9条 本協定の運用に係る事項についての対応窓口は、下記に定めるとおりとする。
甲: 陸上自衛隊西部方面隊 防衛課 防衛課 運用課
乙: 西日本高速道路株式会社 公共サービス事業本部 緊急サービス課 危機管理防災課

(その他)
第10条 本協定は二通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各一通を保管するものとする。
2 本協定の運用に係る解釈として必要な事項は、甲及び乙の合意により別途解釈を発効させる。保管する。
3 本協定の各条項の解釈について協議が生じた場合、若しくは本協定の内容が変更となる場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合、その都度甲乙協議の上、必要な事項について定めるものとする。

平成24年8月22日

甲 陸上自衛隊 西部方面隊
西部方面隊長 宮下 寿広

乙 西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 石塚 由成



3. 確認書の範囲

確認書対象範囲

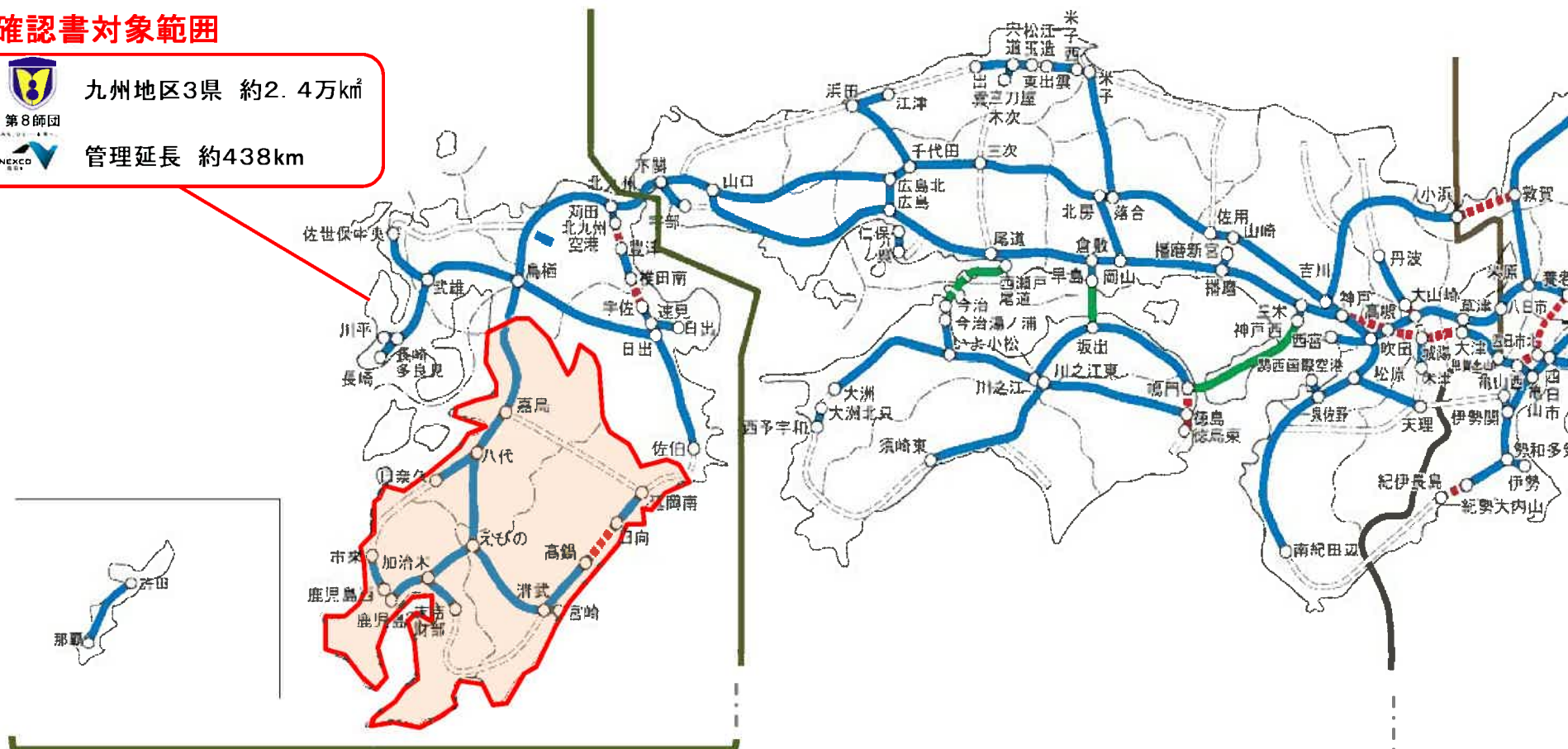


九州地区3県 約2.4万km²

第8師団



管理延長 約438km



九州7県及び沖縄県

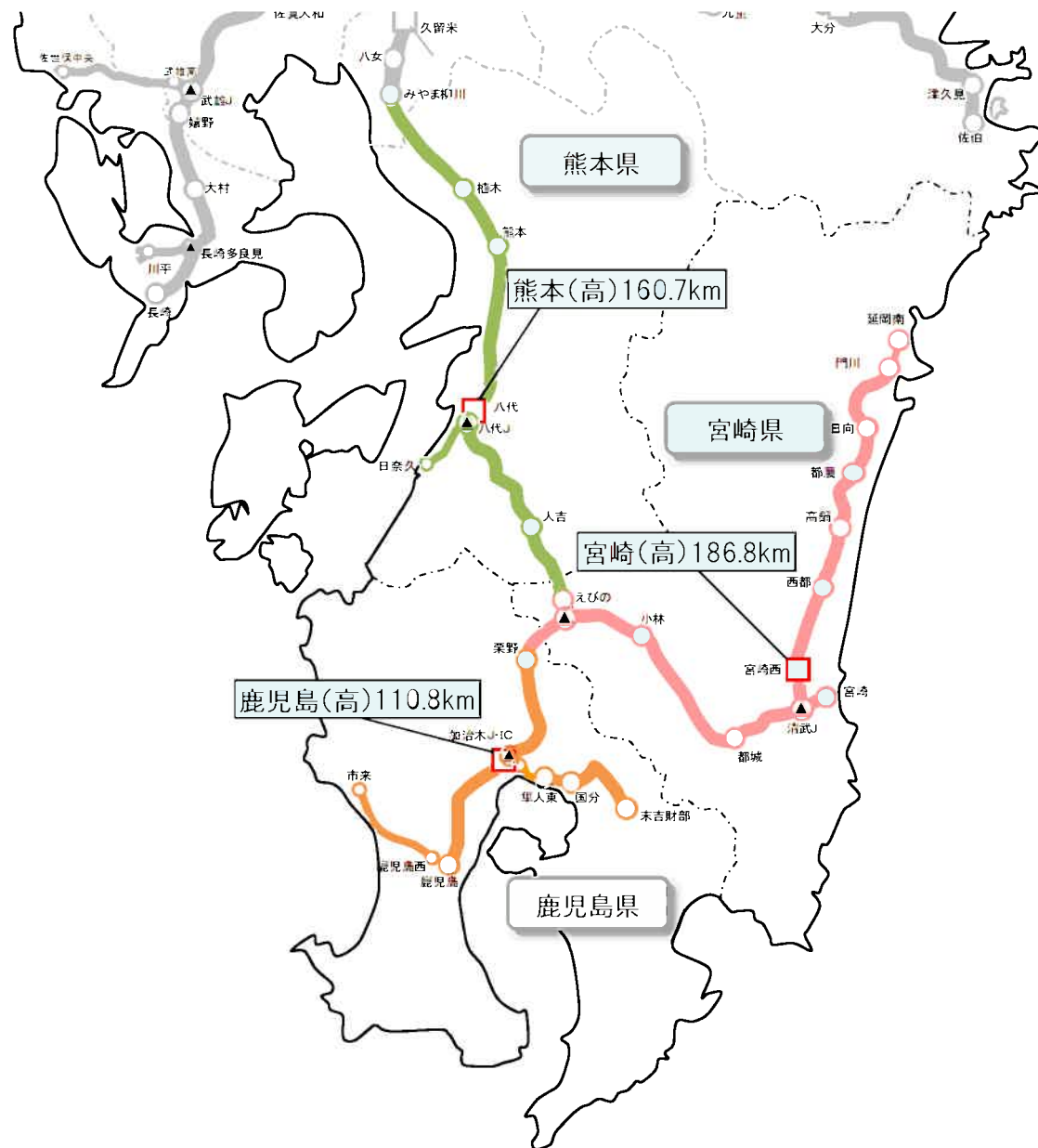


管理延長 3,427km <<うち九州支社 1,071km>>



原協定対象範囲

3. 確認書の範囲



- : 高速道路事務所
- : インターチェンジ
- ▲ : ジャンクション
- (高): 高速道路事務所